

# <概要版>

## 栃木市上下水道事業調査委員会(第4回)会議録

開催日時	令和4年11月14日(月) 9:30~11:00
開催場所	栃木市上下水道局庁舎 会議室(管理棟内)
出席委員	児玉博昭委員、湯川晴美委員、大栗利夫委員、門沢イミ子委員 和久井賢司委員、進上一巳委員、篠崎正美委員、山ノ井一男委員 深津智子委員、池澤佐知子委員、小木ナヲ委員、坂東一敏委員 市村隆委員(欠席:増山由美委員)
市	上下水道局長 上下水道総務課:課長、副主幹兼経営係長、副主幹兼料金係長、 経営係職員、経理係職員 水道建設課:課長、副主幹兼施設係長 下水道建設課:課長、副主幹兼管理係長
委員長あいさつ	児玉委員長よりあいさつ
議事概要	<p>(1) 水道料金体系、下水道使用料体系の検討 [P. 1]</p> <p>※ 前回のおさらい(経営係長より説明) 資料のとおり</p> <p>[P. 4~7]</p> <p>1. 水道料金体系について(経営係長より説明)</p> <p>(1) 現行の水道料金体系について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・料金の考え方として、固定費を基本料金として回収し、変動費を超過料金で回収することが理想ではあるが、固定費が全体費用の約9割を占めているため、基本料金が高くなり現実的ではない。そのため、固定費の約3割~4割を基本料金として回収している事業者が多く、栃木市もこの範囲で料金を設定している。</li><li>・口径が大きいほど、一定時間に可能な給水量が多くなり、給水能力が高くなるということで、応益負担の考えにより大きい口径ほど高く設定。</li></ul> <p>(2) 水道料金体系の見直し 基本水量を0とし、①と②の2パターンを提示</p> <p>①現行料金体系の基本水量を0にし一律10%アップ(端数を切りの良い金額に調整)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・口径が13mm~25mmの場合、全く水を使っていない0m<sup>3</sup>の方は値下げとなる。</li><li>・一律に10%アップすることで、皆で値上げを負担するという考えとなるが、大量に使用した場合の単価が高くなり、多量使用者の金額の値上げ幅が大きくなる。</li></ul>

※本市で一番多く水道を使っている企業で 200 ミリの口径を使用しているところが 1 件あるが 10%の値上げになると、月に 100 万円以上の値上げとなることとなる。

## ②基本料金、水量区分、従量料金を見直し

- ・ 現行の水量 5 m<sup>3</sup>を含めた基本料金のみ利用者が全体の約 20%程度おり、基本料金を上げることにより、全体の料金の底上げを行う。
- ・ 1 から 10 m<sup>3</sup>を現行より上げ、従量料金の上げ幅を①のパターンより小さくし、水量の区分については、利用者の約 90%を占める 35 m<sup>3</sup>までの区分を設ける。

※①、②いずれのパターンも供給単価 141 円を満たす体系となっている。

現行の料金体系により、一部の多量使用者に大きな負担をいただいていることで、一般家庭の料金の負担の軽減に繋がっているが、あまりに多量使用者への負担割合が大きくなると、地下水への切り替えや企業撤退などによる収入の減等により、水道事業の経営が危機的な状況となってくる。実際に全国においても、そのような自治体があり、多くの利用者に広く負担いただく方が安定的な事業の経営が可能となっていくのではないかと考える。

[P. 8～14]

## 2. 下水道使用料体系の見直し(経営係職員より説明)

### (1) 現行の下水道使用料体系について

- ・ 一般と公衆浴場用で、種別が二つに分かれている。  
一般というのは家庭、会社、学校、病院等ほとんどが一般となる。  
公衆浴場というのは、県の許可を受けているいわゆる銭湯が対象  
※スーパー銭湯等は対象外
- ・ 水道の料金体系と同様、基本料金に汚水量 10 m<sup>3</sup>までが含まれている。
- ・ 従量料金については、単価が徐々に上がっていく体系となっている。

※汚水排出量の抑制を目的とするということで、使うほど単価を高くしている。

### (2) 下水道使用料体系の見直し

基本水量を 0 とし、①、②、③の 3 パターンを提示

#### ①現行使用料体系の基本水量を 0 にし 10%アップ(端数を切りの良い金額に調整)

現行は 10 m<sup>3</sup>までの汚水量を含んでいるため、基本料金と 1 から 10 m<sup>3</sup>を分け、11 m<sup>3</sup>以降は 10%アップし端数処理を行い、全体での目標の使用料単価となる 150 円となるように調整。一律 10%アップになるので、多量使用者の単価、特に 101 m<sup>3</sup>以上の上げ幅が大きくなるというようなパターンである。

②基本料金+ 1 m<sup>3</sup>あたり 1 3 0 円

排出量に関わらず均等な単価で負担いただくというような考えのパターン。

現行と比較すると、一般家庭等の負担がかなり増え、企業等の多量に使用する場合は、かなり負担が軽減されるような体系。

提案した理由としては、こういったパターンの料金体系の自治体もあり、近隣では足利市の下水道がこのようなパターンであるため、一つのパターンとして提示。

③基本料金、水量区分、従量料金を見直し

月で 100 m<sup>3</sup>までの使用者が全体の 99%となるため、この価格帯を目指すべき 150 円に近づけるということで、基本料金プラス 10 m<sup>3</sup>にて 1400 円とし、10 m<sup>3</sup>で割ると 140 円。11 から 100 m<sup>3</sup>までも 140 円、101 m<sup>3</sup>以降は現行の 187 円を 190 円とし、基本料金の底上げをして、多量使用者の上げ幅を少し軽減するパターン。

水道の場合、多量使用者のほとんどは大きい口径を使用しているため、口径の大きさにより得られる給水量が大きくなり、利用者に利益をもたらすが、下水道は排出される汚水量により使用者にもたらす利益は、水道よりもかなり少ないと考えられる。

※公衆浴場用の使用料について  
資料のとおり

<水道料金体系についての質疑>

【委員質疑】

説明のあった内容についての異論はないが、パターンによっては多量使用者への負担が大きくなるようであるが、多量使用者とはどういったところが該当するのか？

また、その多量使用者へ事前の説明等は考えているのか？

(回 答)

多量使用者とは、主に工場、会社、病院、ゴルフ場等となる。

①案は一律 10%により多量使用者の上げ幅が大きくなるため、何らかの事前の相談が必要と思われるが、②案の場合多量使用者については、現行料金とほぼ同じくらいの設定となるため理解をいただけるとと思われる。

【議 長】

多量使用者に大幅に負担いただくことになれば、意見や要望を聞く機会を設けないと不公平だろう。「足による投票」というが、住民は投票を通じて抵抗できるが、企業には投票権がないので安くサービスを受けられる地域に転出してしまふ。地域経済に及ぼす影響も考えなければいけない。この点、事務局で意見はあるか？

(事務局)

①案の方が一律 10%ということで説明をしやすい体系ではあるが、これから先の経営の安定を考えると、現行の料金体系では多量使用者に頼っているよう

な状況であるので、広く多くの方に負担をいただく②案の方が望ましいと考える。

**【委員質疑】**

②案の場合で、将来に向けての安定的な経営は見込めるのか？

(回 答)

金額に関してはあくまで算定期間の5年間を見込んでの数字となっている。

**【委員質疑】**

5年間ということは、5年後にまた見直すこととなるのか？

(回 答)

5年後に委員会において、今の金額で大丈夫だとなれば現行通りという審議もあり得るのではないかと思う。以前に話したとおり、今回の提案に昨今の物価高は見通せないため反映していないので、このまま5年後に物価高が継続していた場合には、それを勘案しての金額が考えられるかと思われる。

**【議 長】**

当面の安定的な運営を目指し、5 m<sup>3</sup>までは同じように料金がかかる現行の体系を、前回の答申や他の事業体の例も踏まえて、基本水量0に見直す。①案か②案については、委員の意見や事務局の説明も踏まえ、本委員会としては②案を軸として料金体系を見直すことを答申したいがいかがか？

<委員異議なし>

<下水道料金体系についての質疑>

**【委員質疑】**

多量使用者について、②案だと大きく負担が減る、③案というのは①案に比べると負担は減るが現行と比べると増えるということか？

(回 答)

③案は若干増える。

**【委員質疑】**

下水道の使用量はどのように測るのか？

(回 答)

下水道の使用量は、市の水道を使用の場合は水道使用量と同量で算定する。

**【委員質疑】**

水は料理に使ったり、飲んだり、全量は排水されないのでは同量ではないと思うが？

(回 答)

おっしゃるとおりで排水量は全く同量ではないが、下水のメーターを設置し、それを管理するとなると、多くの費用が掛かり、使用料として負担が上乗せされるため、水道使用量とイコールの方が合理的であるため、同量で算定している。

**【委員質疑】**

1 m<sup>3</sup>の単価をみると、水道より下水の方が高いがどうしてか？

(回 答)

水道料金については、栃木市のように安いところもあれば、非常に高いところもある。また、瀬戸内のように水が少ないところも高い。下水道使用料については全国で同じ処理であるため同じような金額となっている。本市の場合は、幸いなことに飲用水に適していて費用が安いので、水道料金の方が安い。

**【委員質疑】**

P. 12 と P. 13 に少量使用者の負担が増え、多量使用者の負担を軽減と明記されているが、多量使用者とは何を対象としているのか？

(回 答)

単純に流す水量が多い人を多量使用者と考えている。どこからが多量で、どこまでが少量かとの区分は明確にはしていない。③案の料金区分は、全体の99%の使用者は少量使用者、残りの1%を多量使用者ということで101 m<sup>3</sup>から料金が高くなる提案をさせていただいた。

**【委員意見】**

②案にしても、③案にしても、主に一般家庭の負担が増えるということで、99%ということはほとんどが負担増となるとの解釈で。例えば、先ほどの水道の方で多量使用者となるゴルフ場などは、下水が通っていないため浄化槽で処理していると思われるところは、多量に水を使っても下水に排水していない。そういうケースもあるので、一概に言えないと思う。家庭の場合は、上水と下水がセットになっていることが多いので、そこが主になるのかと感じた。

**【議 長】**

水道料金と下水道使用料は、公益性の点で考え方に違いも出てくる。②案は少量使用者の負担が増えるのはどうか。①案か③案かは、全体の85%を単価に近づけるか、99%を単価に近づけるかだが、事務局に意見があれば伺いたい。

(事務局)

下水道事業というのは先ほど説明したように、水道事業とかなり違う。水道は圧力をかけるために、口径が大きい方はかなり施設に対する負担というのが大きくなるが、下水道の場合は流す水量によってかかる費用が増えることはなく、本来の考え方としては②案のような体系が理想だとは思いますが、実際とはかなり違いすぎて現実的ではないと考えている。

①案と②案の折衷案が③案になり、1 から 10 m<sup>3</sup>までの 20 円は、現行の基本水量の部分と考え、それを除く価格は 2 つ、140 円と 190 円で基本を 150 円とする体系となると、大体の 99%が 140 円ということで、残りの 10 円分については多量に使用している方に負担をお願いするという案で、③案の方が①案より下水道事業本来の姿に近いと感じており合理的と考えられる。

**【議 長】**

水道料金については、一律 10%アップではなく全体的に見直す②案でまとめた  
が、下水道使用料についても、特に異議がなければ、一律 10%アップではなく  
全体的に見直す③案を軸に答申をまとめたい。公衆浴場の使用料については、  
10%アップという提案だが、特に異議がなければこのように了承したい。

＜委員異議なし＞

[P. 15～16]

3. 地下水使用者の下水道使用料体系の見直し（料金係長より説明）

市の水道を使っていない地下水使用者は、下水道に流れた量の把握ができないため、  
使用している人数で使用水量を算定する人頭制により算定している。

1人1月あたり 7 m<sup>3</sup>とした認定水量で下水道使用料を計算しており、今後においても  
この人頭制を採用したいと考えているが、水量 7 m<sup>3</sup>について 9 m<sup>3</sup>に見直しを行いた  
いと考えている。

**【議 長】**

地下水使用者に関しては、水道使用量を把握できないので、1人当たり 9 m<sup>3</sup>で  
設定し、先ほどの③案に従うと、金額は表の最下欄となる。特に異議がなけれ  
ばこのように設定したい。

＜委員異議なし＞

[P. 17～18]

4. 口座割引の廃止について（料金係長より説明）

納付書郵送代と口座振替の差として、割引額の 50 円との差が小さくなっている。ま  
た、現在は水道料金を口座割引の対象としているため、地下水を使用している下水道  
使用料のみで口座振替を行っている方は 50 円の割引は行っていない。

以上のことから、水道料金の 50 円割引を廃止したいと考えている。

しかしながら、口座振替については、手数料が増えても納付書払いよりは多少経費が  
安いと、口座振替を促進するキャンペーンなどを行いたいと考えている。

**【委員意見】**

今の金融機関は、振込、手数料等の負担が増えたが、逆に利息はほとんど付か  
ない状態で、最近だと小銭を預けるのに、預ける手数料の方が掛かってしまう。  
だから寄附金とか、賽銭、赤い羽根の募金等の小銭を預けるにあたり、手数料  
が掛かってしまうので何とかしてもらいたとの話がよく出る。こういうことを  
考えると口座割引はなくてもいいかと思う。

**【議 長】**

銀行も超低金利時代で利鞘を稼げないので、手数料を取るという考え方になっ  
ている。

**【委員質疑】**

納付書払いと口座振替の費用は、どのくらい違うのか？

(回 答)

納付書払いについては、納付書を送る郵送代が 62 円と手数料として税抜で 4 円。口座振替については、銀行の手数料等として約 30 円になる予定。今までは 50 円以上口座振替の方が安かったので 50 円割引をしていたが、その差が 50 円より少なくなるため今回の提案となる。

**【委員質疑】**

割引の廃止に伴い、キャンペーンを行うという話だが、具体的にどんなことをやるのか？

(回 答)

検討中ではあるが、口座振替に新規に申し込んだ方を対象に、何かプレゼント的なものを想定しており、新規の口座振替利用者を増加させるキャンペーンを考えている。

**【議 長】**

口座割引の廃止については、特に異議がないので事務局案を了承としたい。

<委員異議なし>